

# 久留米広域

●久留米市 ●田主丸町  
●北野町 ●城島町 ●三潴町

# 合併協議会だより

平成16年2月10日発行

Vol.15

発行・編集 / 久留米広域合併協議会 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 TEL0942-30-9233 FAX0942-30-9703



## 梅の香ただよう梅林寺外苑 (久留米市)

梅の名所として有名な梅林寺外苑。約3,000坪の敷地には、玉剣や紅ちどりなど約30種500本の白梅、紅梅の銘木が可憐な花を咲かせています。見頃は2月上旬から3月上旬です。

同寺は、臨済宗妙心寺派のお寺で九州の代表的な修業道場として知られています。また久留米藩主有馬氏の菩提寺でもあり、本堂正面には浮彫りの扉を持つ唐門が威容を見せています。同寺は、JR久留米駅から徒歩で約5分ほどです。

●久留米広域合併協議会第16回会議

保育料軽減率40%を提案

17年度から段階的に調整、21年度に40%で統一

久留米広域合併協議会第16回会議が1月31日、久留米市内で開催されました。会議では、前回会議で継続協議となった「保育事業の取扱い」の保育料について修正案が提出され、協議されました。また、住民説明用パンフレットの作成状況報告、今後のスケジュールが確認されました。

協議に先立ち、三潯町の内田満委員(同町議会議長)より1月30日に行われた三潯町議会の記者会見について発言がありました。内田委員は、「三潯町の将来を展望し

たとき、久留米広域合併しかない。町執行部と足並みを揃えており、三潯郡3町での合併という選択肢はない」と、町議会として行った記者会見での内容について説明されました。

■久留米広域合併協議会の今後のスケジュール(案)

(1) 合併協議会の協議について

協議会	時期	内容
第17回協議会	2月中旬	【報告事項】 ○合併協定書の最終確認 ○事務事業調整方針の報告 ○今後のスケジュール説明(調印式の日程等)

(2) 協定項目協議後のスケジュールについて

時期	事項	備考
2月中旬～3月上旬	○住民説明会等	
3月上旬～中旬	○合併協定書締結	
3月議会(追加議案)又は、4月臨時議会	○市町合併の議決《廃置分合の議決》	<input type="checkbox"/> 地域審議会の設置 <input type="checkbox"/> 議会の議員の在任に関する特別 <input type="checkbox"/> 財産処分
4月(合併の議決後速やかに)	○県への廃置分合の申請 ※県議会議決 ※国の告示	※4月上旬までに
9月議会並びに12月議会	○合併関連議案提案	<input type="checkbox"/> 一部事務組合の規約変更等 <input type="checkbox"/> 町名・字名の名称変更 <input type="checkbox"/> 例規整備関連 <input type="checkbox"/> 農業委員会の定数 <input type="checkbox"/> 合併協議会廃止等
2005年2月5日	■合併	

協議事項

●第49号議案 保育事業の取扱いについて(継続協議)

前回、継続協議となっていた保育料について、新市の少子化対策及び子育て支援の主要施策として軽減率40%とすることなど、下段囲みのおり修正案が提案されました。

田主丸町の委員から「町内で合意を得るため、協議が必要。2月初旬まで待つてほしい」との意見が出されました。ほかの1市3町からは、「この修正案で合意する」との発言があったため、江藤守國会長より「田主丸町の協議結果により、承認(合意できない場合は協議会で協議)することとして今後の取扱いについては正副会長一任とさせていただきます。その結果については、市町をとおして各委員には連絡したい」との提案があり、この取扱いについて合意しました。

●その他

【住民説明用パンフレットについて】  
新市の基本理念・めざす都市像・住民の生活に密着した新市の行政サービス・財政計画などの調整内容を住民の皆さんに紹介するパンフレットの概要、作成状況の説明がありました。

【今後のスケジュールについて】

久留米広域合併協議会の今後のスケジュール案(上段)が説明されました。

■保育料の軽減率(案)

区分	平成14年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
久留米市	19.1%	25%	25%	30%	30%	40%
田主丸町	13.6%	25%	25%	30%	30%	40%
北野町	22.7%	25%	25%	30%	30%	40%
城島町	58.8%	58.8%	58.8%	50%	50%	40%
三潯町	40.7%	40.7%	40.7%	40.7%	40.7%	40%

■「保育事業の取扱い」の修正案(2) 保育料について

保育料については、合併時は現行どおりとし、平成17年度から統一に向け段階的調整を行い、平成21年度に統一を図る。また、統一する保育料の額は、新市の少子化対策及び子育て支援の主要施策の一環として保育所利用者の経済的負担を軽減するために、国の徴収基準に対して40%軽減した水準に設定する。

なお、保育料の統一と合わせて、公立保育所の運営のあり方についても、行財政改革の視点から今後見直しを検討する。

説明後、委員より佐藤城島町長に対し「住民投票を求める署名があつているが、実施する考えはあるのか。その場合の日程は」との質問がありました。佐藤町長から、「1市4町での合併を勝ち取るために住民投票を考えている。間違つた情報により反対運動が展開され、理論より感情が優先されている状況になっている。行政として正しい情

報を徹底して説明したい。実施については、議会と協議し、本協議会のスケジュールに支障のないような日程で行いたい」と説明されました。

### 【その他】

委員より本協議会のアドバイザーである県合併支援室の米倉秀之企画主幹に「①合併3法案に関する新聞報道の中で住民自治の強化を目的に市町内に区を設けるということがあったが、この区とはどういうものか ②国の財政不足で新年度以降も継続的に地方財政、特に市町村の財政が厳しいとのことだが見直しはどうか」との質問がありました。

米倉主幹は、「①今国会に合併特例法と地方自治法の改正案、合併推進法案が提案される予定です。その中で合併する市町村において、旧市町を単位とした法人格を有する地域自治組織（仮称：合併

特例区）が一定期間設置できる見込みです。特例区の具体的な所掌事務は、合併前の市町で定期的に開催されていた地域振興イベント、「コミュニティ関連施策、旧市町の公共施設管理、地域文化の保存継承事業など地域に密着した事務となる予定です。②自治体の財政を支えている地方交付税は、年々減額されていますが、15年度までは減額された額に見合う臨時財政対策債で穴埋めができていました。しかし16年度からは地方交付税も臨時財政対策債も減少し、地方自治体の財政運営は厳しいものになります。また、地方交付税は小さな自治体に割増で交付されてきましたが、この割増がここ数年見直し（減額）されており、16年度以降も引き続き見直されるので、小さな自治体は財政状況がますます厳しくなります」と説明されました。

## ●久留米広域合併協議会第15回会議

### 使用料・手数料の取扱いなどを承認

第15回会議が1月17日、久留米市内で開催され、「使用料・手数料の取扱い」、「消防防犯事業の取扱い」などの合併協定項目が協議されるとともに、小委員会を設置して方向性を出した「議会の議員の定数及び任期の取扱い」についても協議されました。

### ●第37号議案 財産の

取扱いについて（継続協議分）  
財産区の取扱いについて、「田主丸町

船越財産区有財産、田主丸町東部財産区有財産、田主丸町西部財産区有財産は、合併後も財産区有財産として久留米市に引き継ぐ。ただし、財産区の数については合併協定締結までに調整し、管理運営方式については、平成16年中に調整する」との修正案が提案されました。

田主丸町の委員より、「3つの財産区を1つにして、久留米市に引き継ぐ」とがよいと考え、昨年12月24日の東部

財産区・西部財産区の管理会、1月7日の代表区長会で協議した。財産区の内容が著しく違い、住民への説明等も必要なことから、この修正案でお願いしたい」との補足説明がありました。協議の結果、修正案が全会一致で承認されました。

### ●第49号議案 保育事業の

#### 取扱いについて（前回提案）

協議に先立ち、前回委員から資料の提出が要求されていた「1市4町の保育料比較表」「財政負担額と市町民の負担較差」「幼稚園就園奨励費」の3点について事務局より説明がありました。

保育料が自治体により差があることにに対し、委員から「新市として保育料の統一を図って欲しい」「住民にとって保育料の問題は関心が高い。保育料軽減率は40%軽減で検討して欲しい」「新市の少子化対策として考慮して欲しい」「公立保育所を民間に移管することで人件費を抑制し、軽減率を高めることはできないか」などの意見が出されました。

協議の結果、保育時間については原案どおり承認されましたが、保育料については継続協議となりました。

### ●第50号議案 消防防犯事業の

#### 取扱いについて（前回提案）

委員から、「常備消防体制の調整内容の中で『当分の間』という表現がある。合併して一つの市になるのだから、消防体制も一本化するべきだと思う。そのため、検討委員会を合併の議決後すぐに設置し、検討して欲しい」との意見



▲合併協定項目について熱心な協議が行われた第15回協議会

が出されました。江藤会長より検討委員会の設置について、「合併の議決後、早急に設置し、検討していきたい」との説明がありました。

協議の結果、原案どおり、「○久留米市区域については、当分の間、久留米市消防本部が引き続き処理する。田主丸町、北野町、城島町及び三瀨町については、福岡県南広域消防組合から脱退し、当分の間、新市が4町の区域を対象として福岡県南広域消防組合に加入する。○将来の消防体制のあり方については、検討委員会（仮称）を設置し検討することなどが全会一致で承認されました。

●第51号議案 消防団の  
取扱について(前回提案)

協議の結果、原案どおり、「自分の間  
現行どおりの消防体制を維持するもの  
とし、新市において、消防団の活性化  
及び組織力の向上をめざし、地域の特  
性を考慮した組織再編を図る」ことが  
全会一致で承認されました。

●第52号議案 上水道事業の  
取扱について(前回提案)

委員から、「北野町の水道料金につい  
ては、軽減相当分を別途措置すること  
ことだが、合併前に住民に説明できる  
ような軽減措置をお願いしたい」との  
意見が出されました。江藤会長より  
「軽減の方法等については十分な検討が  
必要であり、合併までに検討すること  
にしています」との説明がありました。

協議の結果、原案どおり「料金体系  
については、現行の料金体系を継続し、  
合併後3年を目途に統一に向けた調整  
を行う。なお、料金体系統一までの間、  
城島町及び三瀧町については、基本水  
量及びメーター使用料の調整により、  
使用者の負担軽減を図る。また、北野  
町についても、同様の軽減相当分を別  
途措置することとし、その内容や方法  
等については合併までに検討する」こ  
となどが、全会一致で承認されました。

●第53号議案 一部事務組合等の  
取扱について(前回提案)

委員から、「久留米市は退職手当組合  
に加入しておらず、退職者の退職手当  
を一般会計から支出している。今後、  
退職者が増えた場合、手当の支出は相  
当な額になる。退職手当組合には加入

しないのか」との質問が出されました。

江藤会長より、「加入してもしなくて  
も中・長期的に見れば負担額は変わり  
ません。久留米市も基金をつくり、他  
の事業に支障がないよう取り組んでい  
ます。同組合の加入金等に関する規約  
が3月に改正される予定なので、しつ  
かり見極めて対応します」と説明があ  
りました。

協議の結果、原案どおり「〇八女西  
部広域事務組合、甘木・朝倉・三井環  
境施設組合、浮羽郡衛生施設組合、両  
筑衛生施設組合、田主丸町・吉井町衛  
生施設組合、福岡県南広域消防組合、  
三井水道企業団及び浮羽老人ホーム組  
合については、現在当該組合に加入し  
ている町の地位を承継する形で、合併  
の日の新市として加入する。〇田主丸  
町、北野町、城島町及び三瀧町が加入  
している福岡県介護保険広域連合、福  
岡県自治会館管理組合及び福岡県市町  
村消防団員等公務災害補償組合につい  
ては、合併の日の前日をもって脱退す  
る」ことなどが、全会一致で承認され  
ました。

●第54号議案 公共的団体等の  
取扱について(前回提案)

協議の結果、原案どおり、「〇1市4  
町の全部または一部に共通している団  
体は、合併時に統合するよう調整に努  
める。〇1市4町の全部または一部に  
共通している団体で、実情により合併  
時に統合できない団体は、合併後速や  
かに統合するよう調整に努める。〇1  
市4町の全部または一部に共通してい  
る団体で、統合に時間を要する団体は、

将来統合するよう調整に努める」とい  
うことが、全会一致で承認されました。

●第55号議案 使用料・手数料等の  
取扱について(前回提案)

協議の結果、原案どおり、「住民の一体  
性の確保を図るとともに「負担の公平性  
の原則」により、同一又は同種の制度に  
ついては原則として可能な限り統一に努  
めるものとする。ただし、統一すること  
により住民生活に大きな影響を及ぼすも  
のについては、当面又は当分の間、現行  
どおり或いは経過措置等を講じるものと  
する」ことが全会一致で承認されました。

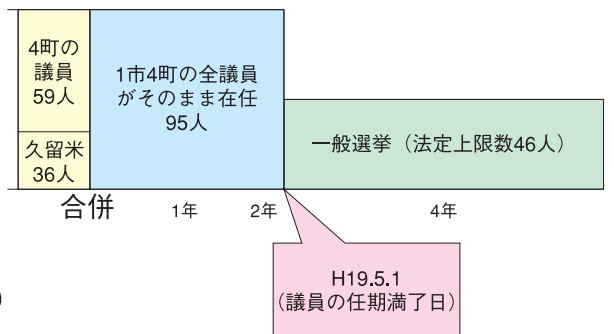
●第56号議案 補助金・交付金等の  
取扱について(前回提案)

協議の結果、原案どおり、「〇各市町  
同一又は同種の制度については、均衡  
を失しないように調整を図り、原則と  
して統一するものとする。ただし、こ  
れにより難しい場合は、当面又は当分の  
間、現行どおりとする。〇各市町独自  
の補助制度で、新市においてもなお必  
要性・有効性等が認められる場合には  
存続する。〇各市町独自の補助制度で、  
上記以外のものは廃止する。ただし、  
廃止することにより住民生活に大きな  
影響を及ぼすものについては、当面又  
は当分の間、現行どおりとする」こと  
が全会一致で承認されました。

●第57号議案 議会の議員の定数及び  
任期の取扱について

まず議員の定数及び任期に関する小  
委員会の審議経過と結果について、川  
地東洋男委員長より報告がありました。  
続いて、「田主丸町、北野町、城島町  
及び三瀧町の議会の議員は、市町村の

■議員の在任特例のイメージ図



合併の特例に関する法律(昭和40年法  
律第6号)第7条第1項第2号の規定  
を適用し、久留米市の議会の議員の残  
任期間、久留米市の議会の議員として  
引き続き在任するものとする(右表、  
議員の在任特例のイメージ図参照)こ  
とが提案され、協議の結果、原案どお  
り全会一致で承認されました。

●第58号議案 新市建設計画

これまで協議会で協議・承認を受け  
ていた内容により、県との正式協議を  
行っていた新市建設計画が、県の承認  
を得たため、今回提案されました。  
同計画の内容の変更はありませんが、  
住民の皆さんに親しんでいただけるよ  
うにサブタイトル「水と緑の新市ふる  
さと創り」を付けました。

協議の結果、「新市建設計画」は全会  
一致で承認されました。

※新委員の紹介(敬称略)

久留米市 平田 幸治  
(3号委員 学識経験者)